最終更新日：2015年6月30日
大崎電気工業株式会社
取締役会長　渡邊 佳英
問合せ先：常務取締役管理本部長　根本　和郎　TEL：03-3443-9131
証券コード：6644
http://www.osaki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする利害関係者の利益を重視し、永続的な企業価値の最大化を実現していく上で、コーポレート・ガバナンスの充実は極めて重要な経営課題であると認識しております。今後も一層の経営の効率性、透明性を高め、公正な経営の実現に取り組んでまいります。また、経営の透明性を高めるため積極的かつ迅速な情報開示に努め、インターネットを通じた企業内容の開示などディスクロージャーの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,508,000	7.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,704,000	3.79
大崎電気工業取引先持株会	1,557,808	3.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,552,368	3.45
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	1,551,494	3.45
九電テクノシステムズ株式会社	1,389,594	3.09
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,257,536	2.80
渡邊佳英	1,152,964	2.56
富国生命保険相互会社	1,104,000	2.45
中部電力株式会社	1,020,528	2.27

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

資本構成【大株主の状況】に関する補足説明

（1）当社の株式について以下の内容の大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、上記大株主の状況は、平成27年３月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

1）平成27年３月16日付変更報告書
提出者 ： 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
保有株式数 ： 同社グループ５社で 3,658千株（株式保有割合9.22%、報告義務発生日平成27年３月９日）

2）平成27年３月30日付変更報告書
提出者 ： 野村證券株式会社
保有株式数 ： 同社グループ４社で4,723千株（株式保有割合10.75%、報告義務発生日平成27年３月25日）
ただし、上記保有株式数には、新株予約権付社債券の保有に伴う保有潜在株式の数が2,629千株含まれております。

3）平成27年４月７日付変更報告書
提出者 ： クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド
保有株式数 ： 同社グループ４社で1,798千株（株式保有割合4.53%、報告義務発生日平成27年３月31日）

4）平成27年４月７日付変更報告書
提出者 ： ドイツ証券株式会社
保有株式数 ： 同社グループ３社で1,981千株（株式保有割合4.79%、報告義務発生日平成27年３月31日）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社との関係
当社連結子会社の内、大崎エンジニアリング(株)が東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場しておりますが、同社は機械セクターにおいてFPD(フラットパネルディスプレイ)関連装置事業を営んでおり、当社との営業取引はありません。また、経営執行等についても同社の独自性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高島征二	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島征二	○	高島征二氏は当社取引先である(株)協和エクシオの代表取締役社長及び会長を歴任し、現在は相談役として勤務しております。	高島征二氏については、長年に亘り上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験ならびに広範な知識と見識を有していることから、当社の経営全般に適切な助言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任したものです。 〈独立役員確保の状況〉 高島征二氏と当社の間には人的関係、資本的関係、または取引関係その他特別の利害関係はありませんが、同氏は当社取引先である(株)協和エクシオに現在相談役として勤務しております。 しかしながら、当社と(株)協和エクシオとの取引内容は、顧客の指定により発生する付随的な取引で、かつ金額も平成26年度は当社連結売上高比1%以内の数百万円程度と僅少であり、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、各本部及び当社グループ各社について監査を行うとともに、会計監査人である監査法人原会計事務所が行う監査に随時立ち会い、監査に関する報告・説明を求め、さらに必要に応じて情報・意見交換を行って監査の質を高めております。また、内部監査を担当する経営監査室は、当社及び内部監査部門のない子会社の内部監査を計画的に実施し、その結果を定期的に取締役会に報告し、取締役会においてコンプライアンス及びリスク管理の強化・改善策を審議決定しております。上記の監査役監査、会計監査及び内部監査は、情報交換・打合せ等を密に行い、監査の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿蘇達雄	他の会社の出身者													
山本滋彦	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			阿蘇達雄氏については、金融機関及びその関連コンサルティング会社の経営に長年携わっていた経験を、当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任したものです。 〈独立役員確保の状況〉 阿蘇達雄氏と当社の間には人的関係、資本的関係、または取引関係その他特別の利害関係はありませんが、同氏は、過去（約16年前）に、当社の借入先の一つである（株）さくら銀行（現（株）三井住友銀行）の業務執行者として勤

阿蒜達雄	○	該当ありません。	務しておりました。 平成27年3月時点の同行からの借入額は当社連結総資産比3．0%であり、他行比特に突出しているものではありません。 また、同氏は、銀行を退職後約16年を経過していること、同氏が当社社外監査役に就任した経緯は、当時の当社役員の紹介によるもので、銀行の人事部等を経由したものではないこと、同氏も社外監査役として常に中立的・客観的な立場で意見を述べていることなどから、銀行の意向に影響される立場にはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
山本滋彦	○	該当ありません。	山本滋彦氏については、金融分野における高い見識と豊富な企業経営の経験を、当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任したものです。 〈独立役員確保の状況〉 山本滋彦氏と当社の間には人的関係、資本的関係、または取引関係その他特別の利害関係はありませんが、同氏は、過去（約17年前）に、当社取引先である野村證券（株）の業務執行者として勤務しておりました。 同社グループとは、平成26年度に企業年金委託、アドバイザリー業務などの取引が発生しましたが、当社からの支払い額は同社グループの連結収益合計比1%以内の支払金額であり、当社は同社グループの主要な取引先には該当せず、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社は、社外役員の独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所の上場管理等に関するガイドライン等を参考としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において、当社役員（取締役及び監査役）の退職慰労金制度に代えて、取締役に対する報酬として通常の年額3億円以内とする役員報酬とは別枠で、年額1億円以内にて新株予約権を付与する旨承認をいただきました。なお、現在の取締役の員数は15名、うち取締役相談役1名、社外取締役1名で、取締役相談役及び社外監査役については、新株予約権付与の対象外としております。
また、同株主総会において、監査役に対する報酬については、退職慰労金相当額を月額報酬に加算することとし、監査役報酬額の年間限度額を増額し、年額7，000万円以内、うち社外監査役2，000万円以内とする旨承認をいただきました。なお、現在の監査役の員数は4名、うち社外監査役2名であります。

1．ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、役員報酬を業績と関連性の強い報酬体系に移行するため、後払いで年功的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、取締役については、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、その役割に応じて、当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションを付与する。

2．新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数
各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、3，000個を限度とする。

（2）新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式とする。

（3）新株予約権の目的となる株式の数
本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、100株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割等を行うことにより、付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整することができる。

(4)新株予約権の払い込み金額、算定方法
新株予約権と引き換えに払い込む金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した金額とする。なお、取締役に対して新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を付与することとし、この報酬の請求権と払込金額を相殺する。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年間とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8)新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記(6)の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、その他新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(9)その他の新株予約権の内容等
新株予約権に関するその他の内容は、当社取締役会において定める。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、取締役相談役を除く社内取締役に付与します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、監査役の別に各々について報酬等の額を開示しております。

(支給員数)	(報酬等の総額)	
取締役	19名	301百万円
監査役	5名	56百万円
(うち社外役員	(3名)	(24百万円)
計	24名	358百万円

(注) 1. 上記の人数には、平成26年6月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記報酬等の総額には、ストックオプションとして取締役(取締役相談役及び社外取締役を除く)13名に対し付与した株式報酬型新株予約権に係る当事業年度の費用計上額58百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役は15名でそのうち1名が社外取締役となっております。社外取締役の補佐は、秘書室を含む総務部および関係する部署のスタッフが務めております。
監査役は4名でそのうち2名が社外監査役となっております。監査役室には監査役の職務を補佐すべき使用人1名を専属スタッフとして配置しており、資料の事前配布、事前説明及び報告等の業務サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○監査役設置会社

当社は、監査役会を設置し、社外監査役2名を含めた監査役4名の監査体制により経営監視機能を果たしております。また、取締役は15名で構成され、うち1名が社外取締役であります。社外取締役は取締役会の一員として経営に参画するため、当社の経営全般についての適切な助言が得られ、取締役会の意思決定機能、監視機能が強化され、これにより当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

〇業務執行

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する機関と位置づけております。
取締役会は原則として毎月１回開催するほか必要に応じて開催し、経営環境の変化に機動的に対応し、効率的な運営に努めております。
また、取締役会の補佐機能として、原則として常務取締役以上で構成される経営会議を原則週１回開催し、日常の業務執行に関する意思決定並びに経営課題等に関する議論を行っております。

〇監査

監査役監査は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い各監査役が実施しております。監査役は、経営監視機能として、取締役会及び幹部会等の重要な会議に出席するほか、常勤の監査役は経営会議に出席し、日常の監査活動を行っております。さらに、代表取締役とは定期的な会合を設け意見交換を行っております。
会計監査については、監査法人原会計事務所から子会社を含めて四半期毎にレビューまたは監査を受けております。
なお、会計監査業務を執行した監査法人原会計事務所の公認会計士は次の通りです。
　代表社員
　業務執行社員　松木　良幸　継続監査年数　４年
　業務執行社員　島崎　義司　継続監査年数　２年

内部監査については、独立した組織として取締役社長を責任者とする経営監査室を設置し、有資格の監査員２名を配置しております。

〇指名・報酬決定

取締役候補者につきましては、取締役会長及び取締役社長が選定し、取締役会の承認を得た後、株主総会の決議により取締役に選任しております。
取締役及び監査役の報酬額については、株主総会にてそれぞれの報酬総額の年額限度についての決議を受け、各取締役の報酬額は取締役会の授権を得た取締役会長及び取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役については監査役の協議により決定しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性のある社外監査役を含む監査役制度に加え、独立した社外取締役を含む取締役会の機能が、当社のコーポレート・ガバナンス体制として最適であると考えております。
このため、当社は豊富な経営経験や実務知識ならびにこれらにもとづく高い見識を有している方を社外取締役または社外監査役として選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	・株主総会招集通知は法定期日の2営業日前に発送。 ・招集通知発送と伴に、当社ホームページに招集通知を掲載。 ・電子公告制度を採用。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書：過去5期分、決算短信：過去5期分、株主総会関連資料：過去5期分、アニュアルレポート：過去5期分を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	製品・サービスの品質と安全性の確保を最優先に、お客様、取引先、株主・投資家、監督官庁、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー（利害関係者）、ならびに役職員の利益阻害要因の除去・軽減に誠実に努める。 これらは当社「リスクマネジメント基本方針」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「大崎電気工業環境憲章」に基づき、埼玉事業所や一部子会社ではISO14001を認証取得するなど、環境保全活動に努めております。また、年間の活動状況について「環境報告書」を作成（当社ホームページにも掲載）し、お知らせしております。 ・環境製品（EMS製品、デマンドコントロール装置、エネルギー・データ・マネジメント・システム）への取り組み ・環境負荷（汚染物質、廃棄物等）の低減、環境マネジメントシステムの実施 ・グリーン調達基準書に基づく、環境に配慮した資材調達活動の推進 ・有害化学物質の削減策の実施
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	お客様や株主・投資家のみなさま、地域社会のみなさま、その他社会の多くのみなさまとコミュニケーションを密にし、企業グループの情報を的確かつ公正に開示します。これらは「大崎電気グループ企業行動憲章」に規定しております。
その他	【女性の活躍に関する取組みについて】 当社における女性の活躍推進については、両立支援制度の整備、拡充を中心に取り組んでおり、整備後においては対象者のうち約85％の女性従業員が出産後も育児休業を取得して復帰、活躍しております。 現時点では、正社員における女性社員の比率が11．6％とい うこともあり、女性の管理職は2名（約1．5％）という状況です。今後は、女性をより積極的に採用し、男女ともに主体的な行動ができるような育成を強化したうえで、キャリア意識の向上などの施策に取り組み、女性管理職の着実な増加を目指します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月10日の取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を制定し、以後適宜改定を行ってきましたが、本年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行されたことに伴い全般的に内容の見直しを行い、平成27年5月8日の取締役会で 改定し、以下のとおり運用しております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款、社内規程及び社会規範等を遵守するための大崎電気グループ企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアルを定めるほか、大崎電気グループコンプライアンス・ハンドブックを発行し、その周知徹底と遵守の推進を図る。

（2）当社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、子会社各社における内部統制体制の実効性を高めるための諸施策を立案・実施し、子会社への指導・支援等を行う。

（3）経営監査室は、当社及び内部監査部門のない子会社各社の内部監査を計画的に実施して業務の適正性や効率性を監査し、コンプライアンス体制の強化・改善を図る。

（4）大崎電気グループは、ヘルプライン制度の適切な運営により、取締役及び使用人の法令違反や不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化に努める。

（5）大崎電気グループは、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき業務を運営し、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保する。

（6）大崎電気グループは、大崎電気グループ企業行動憲章に基づき、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱については、取締役会規程ほか社内規程に従い、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

（2）当社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社は、当社の各部署及び各委員会（コンプライアンス、品質管理、環境保全、PL、安全保障輸出管理）がリスク管理規程及びリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクの特定、分析、評価を行い、リスクマップを作成する。また、認識されたリスクに対し必要な対策を講じリスクの低減を図る。子会社については、各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合には、当社に適切な情報が伝達される体制を整備する。

（2）経営監査室は、内部監査により当社及び内部監査部門のない子会社各社のリスク管理状況を監査する。その結果を定期的に当社取締役会に報告し、当該取締役会において改善策を審議決定する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、毎期初に取締役が共有する当社及び大崎電気グループ全体の目標を定め、この目標達成に向けて具体的な年度事業計画を策定する。また、月次・四半期ごとに目標の達成状況をレビューし、結果を当社各部門及び子会社にフィードバックすることにより、業務の有効性・効率性を確保する。

（2）当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか必要に応じて開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努める。

（3）当社は、原則として常務取締役以上で構成される経営会議を原則週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行う。

（4）当社及び子会社の日常業務は、それぞれの職務権限規程、稟議規程等に基づき業務を遂行する。

5. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

（1）当社の子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について当社に報告する義務を負う。

（2）当社は、原則として国内子会社については、グループ経営協議会を開催し、当該子会社の業績その他必要な事項の協議を行う。また、主要な海外子会社については、業績その他重要な経営課題等を当社取締役会に定期的に報告する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置することとする。

（2）監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事異動につい

ては監査役の同意を得る。

7. 当社の取締役及び使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人（以上の者から報告を受けた者を含む）が当社の監査役に報告をするための体制と当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正の事実または企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告する体制を確保する。

（2）当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、法定の事項に加え、企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、グループヘルプライン制度による通報状況及びその内容を遅滞なく当社監査役に報告する体制を確保する。

（3）大崎電気グループは、ヘルプライン制度により通報したことを理由として、当該通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。

8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

（1）当社の取締役は、監査役による監査が円滑に行われることを確保するため、監査に係る諸費用について必要な予算措置を行う。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当社取締役会は、業務の適正を確保するため、当社の取締役会、経営会議等重要な会議への監査役の出席を確保する。

（2）当社代表取締役は監査役と定期的に意見交換する機会を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

大崎電気グループは、「大崎電気グループ企業行動憲章」により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体への関与を永遠に排除するとの基本方針を定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

（1）当社は、総務担当部門を反社会的勢力及び団体への対応統括部署とし、当該部門の統括責任者である総務部長を不当要求防止責任者としております。

（2）「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、平時より警察署、弁護士等の外部の専門機関と情報交換等連絡を密にし、不当要求の発生等有事の際は、外部専門機関と連携し組織的に対応する体制としております。

（3）「内部統制システム構築の基本方針」に、反社会的勢力との関係遮断を追加し、反社会的勢力排除に向けた当社及びグループ各社の社内体制の整備を引き続き強化してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

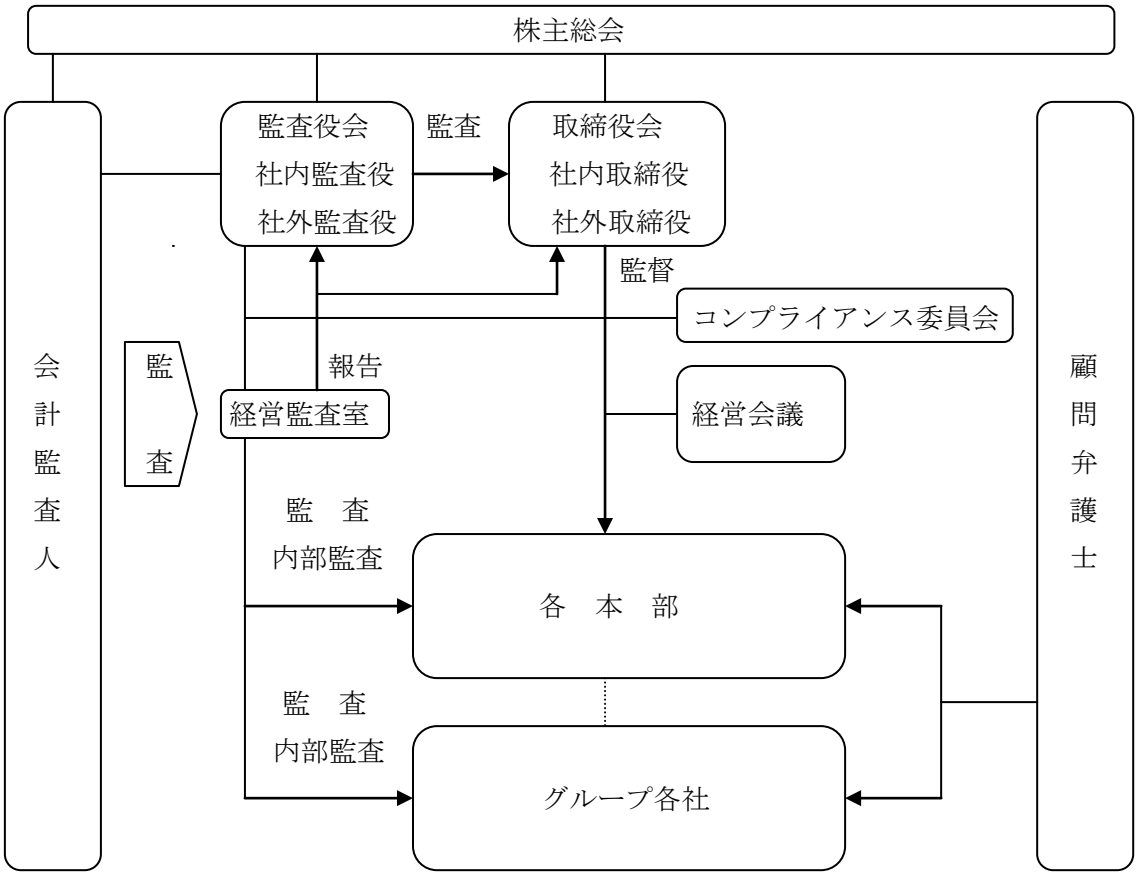
1. 会社情報の適時開示に関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする利害関係者の利益を重視し、永続的な企業価値の最大化を実現していく上で会社情報の適時開示は極めて重要な経営課題であると認識しております。今後も一層の経営の効率性、透明性を高め、公正な経営の実現に取り組み、経営の透明性を高めるため積極的かつ迅速な情報開示に努め、インターネットを通じた企業内容の開示などディスクロージャーの充実に努めてまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は取締役会を経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務の執行状況を監督する機関と位置づけております。また取締役会の補佐機能として、原則として常務取締役以上で構成される経営会議を開催し、日常の業務執行に関する意思決定ならびに経営課題等に関する協議を行っております。
また、当社は監査役制度を採用しており、各監査役は取締役会等の重要な会議に出席するほか、日常監査活動に加え、各本部及びグループ各社の往査を積極的に実施し監査の充実を図っております。また、経営監査室には監査員2名を配置し当社及びグループ各社の内部監査を行うことで、日常業務の適正性や効率性を監査しております。
情報の経路につきましては次のようになっております。取締役会において承認された重要な決定事実ならびに決算情報は代表取締役の指示により経営戦略本部担当取締役が情報開示を行います。また、各本部及びグループ各社にて発生した重要事実は経営戦略本部に報告されます。経営戦略本部ではこれらの報告事項について、管理本部と連携して適時開示規則に基づき開示の必要性の確認・チェックを行います。開示事項に該当する場合には経営戦略本部担当取締役は取締役会に報告し代表取締役の指示により遅滞なく情報開示を行う体制としております。

コーポレート・ガバナンスの模式図



適時開示に係る社内体制の模式図

